



『訪問看護事業変更届』について

「管理者以外の職員」に係る変更の届出が
不要となりました

令和2年4月1日から、管理者以外の職員に係る変更（採用、退職、死亡、氏名変更）については、届出が不要となりました。

※「訪問看護事業変更届」から、「その他の職員の採用（転入）・退職（転出）・死亡」欄及び「その他の職員の氏名の変更」欄が削除されました。

◆「訪問看護事業変更届」における上記以外の届出事項については、従来どおり届出が必要ですのでご注意ください。

新たに訪問看護事業を行う皆さまへ

介護保険に係る届出とは別に
近畿厚生局へ届出が必要な事項があります

訪問看護事業者が介護保険の指定を受けたときは、原則として医療保険の指定も受けたものとみなされるところですが、医療保険に係る訪問看護ステーションの基準（下記★参照）を算定する場合は、介護保険に係る届出とは別に、近畿厚生局指導監査課へ医療保険に係る基準の届出が必要です。（※基準を満たしたうえで届出しなければ算定できません。）

★算定するに当たり届出が必要となる訪問看護ステーションの基準

- 精神科訪問看護基本療養費 ○24時間対応体制加算 ○特別管理加算
- 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する専門の研修を受けた看護師
- 精神科複数回訪問加算 ○精神科重症患者支援管理連携加算
- 機能強化型訪問看護管理療養費1、2、3

【照会先】厚生労働省 近畿厚生局指導監査課

06-7663-7664（訪問看護事業所の届出に関する件）

06-7663-7663（訪問看護の基準の届出に関する件）

06-7663-7665（算定に関する件）